

(ご参考：5/27) 経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、こちらまでメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月2回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

1. 経済再開、地域経済関連ニュース

(1) IPEF 参加 13 カ国による共同声明を公表、4 本柱の協議開始で合意

ジョー・バイデン米国大統領は5月23日、米国および日本を含む13カ国とインド太平洋経済枠組み（IPEF：Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity）の立ち上げを公表し、その後、全参加国による共同声明（[英・日（仮訳）](#)）を公表した。共同声明では、参加国間で経済的関与を深めることが、成長、平和および繁栄の継続にとって極めて重要であることを共通認識するとして、IPEFを構成する4つの柱について将来の交渉に向けた議論を開

始するとした。

- (1) 公平で強靱性のある貿易
- (2) サプライチェーンの強靱性
- (3) インフラ、脱炭素化、クリーンエネルギー
- (4) 税、反腐敗

また、共同声明では IPEF に関心を有する他のインド太平洋地域の国・地域にも参加を呼びかけるとして、今後の枠組み拡大に対して歓迎する姿勢を示した。[\(24 日付けジェトロビジネス短信記事\)](#)

本件に関する 22 日付けシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(参考) 日米首脳会談等に関する外務省ページへのリンク

日米首脳会談：https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html

日米共同声明：https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/shin4_000018.html

日米豪印（クアッド）首脳会談：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_001186.html

IPEF：https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page3_003323.html

(2) 日米経済版 2 プラス 2、2022 年 7 月開催へ、日米首脳共同記者会見で発表

岸田文雄首相と米国のジョー・バイデン大統領は 5 月 23 日に共同記者会見を開催し、経済面での日米の協力を一層拡大・深化するため、2022 年 7 月に閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版 2 プラス 2）を開催することで合意したと発表した。その上で、岸田首相は経済安全保障分野について、「最先端の半導体の開発を含む経済安全保障分野の協力や、宇宙などに関する具体的な協力でも一致した。特にロシアのウクライナ侵略によりエネルギー・食料をめぐる状況が大きく悪化していることに対し、G7 をはじめとする同志国や国際機関と連携して対処していくことで一致した。こうした協力を通じて持続可能で包摂的な経済社会の実現のため、日米でイニシアティブをとっていきたい」と述べた。[\(23 日付けジェトロビジネス短信記事\)](#)

(3) ワシントン州の炭素排出量キャップ・アンド・インベストメント制度が来年 1 月開始

来年 1 月に開始される、ワシントン州の化石燃料による炭素排出量キャップ・アンド・インベストメント制度について、先週、州自然資源局が基本案を発表した。パブリック・コメント募集実施後、今秋に最終決定される見込み。同制度が開始される 1 月以降、州内において同排出量の上位 98 社は炭素排出の許可のための取引を開始しなければならなくなる。2021 年に州議会を通過した同制度は、同様のシステムを取り入れているカリフォルニア州に次いで全米第 2 番目となる。現在、州内における炭素排出量の 75 パーセントが該当 97 社の工場やエネルギー施設によるものである。残りの 25 パーセントを構成する航空産業、農業、海運業は、エネルギー

ギー関連による別の法律により本制度の適用を免除されている。ワシントン州では、炭素排出量を 2030 年までに 45 パーセント、2050 年までに 95 パーセント削減することを目標に掲げている。[\(23 日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(4) 米国渡航者の ESTA 申請料が 21 ドルに値上げ、5 月 26 日以降の申請から

米国税関国境警備局 (CBP) は 5 月 24 日、電子渡航認証システム (ESTA) 申請料を 5 月 26 日以降の申請分から、21 ドルに値上げすると発表した (現行 14 ドル)。

ESTA は 2009 年 1 月に導入された制度で、査証 (ビザ) 免除プログラム (VWP) が認める日本を含む 40 カ国の国民に対して、米国に短期商用・観光などで 90 日以内の滞在を目的に旅行する場合 (乗り継ぎを含む)、ビザの取得を免除するもの。事前にオンラインでの申請・承認取得が必要であり、2010 年 9 月以降、申請料は 14 ドルに設定されていた。この度、2018 年と 2020 年に成立した法律に基づき、この申請料が 21 ドルに引き上げられるとともに、2027 年まで継続することが決定された。

CBP は 5 月 26 日以降、値上げ後の申請料を徴収するとしている。それより前に承認が下りている ESTA を保持している場合は、現時点で再申請は不要としている。なお、ESTA の有効期限が 2 年間である点に変更はない。[\(26 日付けジェトロビジネス短信記事\)](#)

(5) シアトル、ブリティッシュコロンビア州、アラスカの港とクルーズ会社が環境配慮に向け提携

シアトル港湾局、ブリティッシュコロンビア州及びアラスカの港、クルーズ会社らによる温室効果ガス排出削減のためのパートナーシップが発表された。2021 年に米国とカナダをはじめ 24 か国により署名された、2025 年までにクルーズ船の 6 以上の航路をクリーン化する覚書の一部となるもの。クルーズ船旅行による炭素排出量は、航空機とホテルの組み合わせと比較し、2 倍以上になるとされる。本件とは別に、シアトル港湾局では、2023 年 5 月までにダグラス郡で生産される水素燃料の大型貯蔵施設の建設に関し、提携機関との協業を進めている。[\(20 日付けシアトルタイムズ記事\)](#) ([シアトル港湾局発表](#))

(6) シアトル地区のハイキングトレイルへのシャトルバスのサービス開始

キング郡で人気の高いハイキングトレイルへの公共シャトルバスへのサービスが 5 月 28 日～9 月 11 日まで実施される。週末には午前 7 時 40 分から午後 7 時 45 分まで 30 分ごとに運行。[\(19 日付けシアトルタイムズ記事\)](#) ([バス運行情報](#))

(7) シアトルや他都市における収入のギャップ

国勢調査によると、シアトルで上位 20 パーセントの世帯の平均収入は、下位の 20 パーセン

トの約 18 倍であることが分かった。この差は著しいものの、シアトルは収入の不平等において、全米 50 の大都市のうち 20 位となっている。格差が大きい上位 5 都市は、アトランタ、ボストン、ニューオーリンズ、ワシントン DC、ニューヨークである。シアトルでは、ワシントン大学キャンパスの西が最も収入の差が大きく、ウェストレイク周辺が最も差が小さい。シアトルの収入ギャップを減らした要因の一つは、最低賃金が国内でも高いことが挙げられる。[\(24 日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(8) スターバックス社 ロシアから撤退

スターバックス社は 23 日、約 130 店舗が出店しているロシアから撤退するとともに、同社製品の出荷も停止したと発表。ロシアにいる約 2,000 人の従業員に対しては 6 ヶ月分の給料を支払い、新しい雇用先を見つけることを支援するとしている。[\(23 日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(9) 米アマゾン、アパレル分野で初の実店舗「アマゾン・スタイル」の営業開始

米国の電子商取引最大手アマゾン（本社：ワシントン州シアトル）は 5 月 25 日、カリフォルニア州ロサンゼルス郡でアパレル分野では初の実店舗となる「[アマゾン・スタイル \(Amazon Style\)](#)」の営業を開始した。当該店舗の出店については、2022 年 1 月に計画が発表されていた。

新店舗は、グレンデール市のアメリカーナというショッピングモールの一角に位置しており、周囲には H&M やアップル、ナイキなどが並ぶ。店舗の最大の特徴は、アマゾンのアプリで陳列した商品の QR コードを読み取り、試着室に送ることができる点だ。[\(27 日付けジェトロビジネス短信記事\)](#)

(10) その他、ジェトロビジネス短信記事より

- ・(5/26 付け) [米センブラや三井物産、米キャメロン LNG プラント近接地で CCS 事業推進](#)
- ・(5/26 付け) [米自動車の平均車齢が過去最高の 12.2 年に、半導体不足が影響](#)
- ・(5/26 付け) [米西海岸港湾の労使交渉、妥結は 7 月以降の見込み](#)
- ・(5/24 付け) [日米首脳会談、日本人宇宙飛行士の月面到達やエネルギー安全保障の協力拡大で合意](#)

2. COVID-19 感染状況・ワクチン関連情報

(1) インズリー州知事、ヘック副知事 新型コロナウイルス陽性に

ワシントン州知事室によると、ジェイ・インズリー州知事とデニー・ヘック副知事は新型コロナウイルスに感染し、軽度の症状が出ている。現在、州知事・副知事ともに在宅勤務を行っ

ている。なお、両名ともワクチンの接種は完了しており、2回のブースター接種を済ませている。[\(25日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(2) ワシントン州保健局 感染率の増加に伴い屋内でのマスク着用を強く促す

ワシントン州では3月にマスクの着用義務が緩和されたが、同州保健局は、公共の屋内施設においてすべての人がマスクを着用することを「強く推奨する」と発表した。これは、新型コロナウイルスの感染率と入院率の両方が上昇していることを受けたものである。5月初旬時点における1日当たりの平均感染率は10万人当たり245.3人であり、3月中旬時点の40.4人から上昇している。入院率については、4月上旬の10万人あたり2人から6人に増加している。[\(25日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(3) 幼児向けの新型コロナウイルス・ワクチン

ファイザー社とビオンテック社は、6ヶ月から4歳の子どもに対する新型コロナウイルスのワクチンが安全で効果的なことを示した研究結果を発表した。FDAは6月に諮問委員会を開催し、早ければ6月16日にも5歳未満の子どもに対する接種が認められる可能性がある。同時に、FDAはモデルナ社のワクチンについても安全性や効果を検証することになっている。[\(23日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

(4) 新型コロナウイルス感染症とサル痘の違い

キング郡保健局は23日、郡内で初めてのサル痘のケースが確認されたと発表。サル痘は天然痘に似た症状が出るもので、アフリカで最も広まっているが、最近では北米やヨーロッパにおいて増加しつつある。保健当局と疫学の専門家によると、新型コロナウイルス感染症とサル痘には決定的な違いがあり、前者は空気を通じて感染するが、後者は主として大きな飛沫や体液を介して感染する。このため、サル痘が全世界的な感染症となる可能性は低いとしている。[\(25日付けシアトルタイムズ記事\)](#)

3. 総領事館からのお知らせ：

(1) 一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等（水際対策強化に係る新たな措置 (28)）

5月20日（日本時間）、[水際対策強化に係る新たな措置 \(28\)](#) が発表されました。これにより、令和4年6月1日午前0時（日本時間）から、米国からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅等待機を求めないこととなります。ただし、「出国前72時間以内に受けた検査の結果の証明書」の提出は引き続き

必要ですので、ご注意ください。

詳細は、[こちら](#)のページをご確認ください。

(2) 外国人の新規入国制限の見直し（水際対策強化に係る新たな措置（29））

5月26日（日本時間）、水際対策強化に係る新たな措置（29）が発表されました。これにより、令和4年6月10日より、旅行代理店等を受入責任者とする観光目的の短期間の滞在の新規入国が認められます。下記（1）、（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人について、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国が原則として認められることとなります。

(1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在（3か月間未満）の新規入国（3月1日から引き続き実施）

(2) 観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）（6月10日から）

(3) 長期間の滞在の新規入国（3月1日から引き続き実施）

詳細は[こちら](#)の外務省ページをご覧ください。

4. (再掲) イベント情報

(1) 6/5 ライトハウス主催「日本の大学・専門学校 進学フェア 2022 春（オンライン）」

ライトハウス主催により、恒例の日本の大学・専門学校進学フェア 2022 春が6月5日にオンラインにて開催されます。

開催日時： 6月5日(日) ※アメリカ西海岸時間

開催方法： オンライン会議ツール（Zoom）を使ったライブ配信

※ZoomのURLはお申込み後、後日Eメールにてお知らせいたします。

登録： 参加は無料だが、事前登録が必要。

詳細や登録は[こちら](#)から。

(2) 5/30～、JETRO サンフランシスコ事務所主催 Sake & Food for Americans ウェビナー・シリーズ

JETRO サンフランシスコ事務所の主催により、5月以降、月1回程度のペースで、米国での食事にあう日本酒を紹介するウェビナーが開催されます。日本酒の専門家が毎回、特定の日本酒を取り上げ、日常生活でおなじみのスナックとともに、特定の日本酒を紹介するもの。

5月30日に実施される第1回目では、以下の日本酒及びスナックを使って、その組み合わせについて説明される予定。参加は無料ですが、参加者はイベントの前に、自分で日本酒及びお

つまみを用意する必要があります。

1) 日本酒

- ・ 剣菱 本醸造
- ・ 玉川 赤ラベル

※イベント参加者は、販売コード BEAU2BREW を使用して[オンライン](#)でこれら 2 つの日本酒を割引価格で注文可能。

2) おつまみ

グリーンオリーブ、ミートスティック、スモークミートアンドチーズ、フライドチキン、ハンバーガー、焼き鳥、焼き魚、バースナック/ポテトチップス/ピーナッツ、ピザ、タコス、ミートボールサンドイッチ、ポークチョップ、ケールチップス。

3) 講師： [ブリュー・ティムケン氏](#)

同イベントの Facebook ページは[こちら](#)。

(4) 6/26～29 在京米国大使館商務部「セレクト USA 投資サミット」

在京米国大使館商務部では、2022 年 6 月 26 日～29 日に開催される「セレクト USA 投資サミット」への参加者（対面とオンライン）を募集している。

バイデン政権になって初めての対面式イベントは、規模・産業を問わず、米国に新規投資または事業拡大を検討している企業の皆様を対象に、全米各地域の経済開発担当者や米国政府機関に直接会えるユニークなネットワーキングの場を提供し、米国の魅力や投資環境を紹介する。スタートアップ企業向けのプログラム SelectUSA Tech では米国で事業拡大を希望するスタートアップ特有のテーマを取り上げ、ネットワークの構築ができる。

会 期： 2022 年 6 月 26 日（日） ～ 6 月 29 日（水）

会 場： ゲイロード・ナショナルリゾート&コンベンションセンター（ワシントン DC 近郊）

主 催： 米国連邦商務省

対 象： 米国に新規投資・事業拡大を検討している日本企業、米国現地法人。規模、産業は問われないが、お申込後に承認プロセスがある。

会 費： 一般参加・\$ 1050（対面式）、US\$575（オンライン）。\$100 の割引コードあり。

条件を満たしたスタートアップ企業・\$ 600（対面式）、\$ 400（オンライン）

渡航費・滞在費は含まない。

公式ウェブサイトは[こちら](#)。

(5) 6/16～17 ジェトロ・セレクト USA 投資ミッション 2022 モンタナ州コース

ジェトロでは、上記 Select USA の機会を捉えて、米国の投資・ビジネス環境の視察を目的としたミッションを実施する。本事業は、日本企業向けに、ジェトロが各州政府等と共同で企

画・運営するもので、米国で注目されている各地の投資環境を、テーマ別で、約2日間かけて視察するもの。

今年は当館の管轄州である「Bコース：モンタナ州・バイオ/アグリテック視察（ライフサイエンス）」も含まれている。

同コースにはまだ空きがあるようですので、ご関心のある企業のある方はいかがでしょうか。
<Bコース：モンタナ州・バイオ/アグリテック視察（ライフサイエンス）>

日時： 2022年6月16日（木曜）～17日（金曜）

アジェンダは[こちら](#)

申し込みフォームは[こちら](#)

編集後記：

シアトルに赴任して2年目になりますが、車を持っていないこともあり、ワシントン州の豊かな自然をあまり堪能してきませんでした。明日28日から、キャピトル・ヒルとマウント・サイなどの登山口を結ぶ夏限定のバス“[Trailhead Direct](#)”が運行を開始するというので（1. 経済再開、地域経済関連ニュースの（6）をご参照）、今年こそは野外でアクティブに過ごしたいと思います。

（参考：在シアトル日本国総領事館）

- ・[新型コロナウイルス関連情報](#)（全般的な情報）
- ・[日本へ入国・帰国するすべての方へ ～日本の水際対策措置～](#)（3月2日更新）
- ・[2022年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#)（3月1日更新）
- ・[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#)（12月15日更新）
- ・[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107